

平成 26 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 26 年 6 月 4 日 提 出

## 目 次

同意第2号	人権擁護委員の推薦について	1
同意第3号	人権擁護委員の推薦について	2
承認第1号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	3
承認第2号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	12
承認第3号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	15
承認第4号	平成25年度東浦町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
承認第5号	平成25年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第34号	平成25年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
議案第35号	東浦町税条例等の一部改正について	20
議案第36号	平成26年度東浦町一般会計補正予算（第1号）	別添
議案第37号	平成26年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第38号	工事請負契約の締結について（三丁公園整備工事（25-6））	45
議案第39号	指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）	46

同意第2号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成26年6月4日提出

東浦町長 神谷明彦

\*\*\*\*\*

中村建志郎

\*\*\*\*\*

提案理由

人権擁護委員中村建志郎が、平成26年9月30日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため、提案するものである。

同意第3号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成26年6月4日提出

東浦町長 神谷明彦

\*\*\*\*\*

鈴木了三

\*\*\*\*\*

提案理由

人権擁護委員梶川達彦が、平成26年9月30日任期満了となることに伴い、その後任の委員を法務大臣に推薦するため、提案するものである。

承認第1号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

---

平成 26 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例  
 東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則            （肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略            （<u>法附則第15条第2項第1号</u>等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の</u></p>	<p>附 則            （肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略            （<u>法附則第15条第2項第6号</u>等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>

3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2から8まで 略

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定

2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2から8まで 略



する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5

項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第54条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第54条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければな

項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第54条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第54条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第54条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

らない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の東浦町税条例(以下「新条例」とい

- う。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町税条例の一部を改正する条例(平成25年東浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p style="text-align: center;">第21条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>2 第54条の規定は、法附則第41条第10項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第54条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」と</u></p>

<p>附 則 (平成 25 年東浦町条例第 32 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 条の規定、第 2 条中東浦町税条例附則第 20 条の 2 第 5 項第 3 号の<u>改正規定</u> (「<u>係る</u>」の次に「<u>利子所得の金額又は</u>」を加える部分に限る。) 及び次条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 2 条 略</p>	<p><u>あるのは、「法附則第 41 条第 10 項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 (平成 25 年東浦町条例第 32 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 条の規定、第 2 条中東浦町税条例附則第 21 条第 2 項の<u>改正規定</u> 及び次条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 2 条 略</p>
--	---

承認第2号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

東浦町長 神谷明彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 34 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>3 から 11 まで 略 （読替規定）</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u></p> <p>13 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>3 から 11 まで 略 （読替規定）</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u></p> <p>13 略</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の東浦町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 35 項若しくは第 40 項」とあるのは「若しくは第 35 項」とする。



承認第3号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

---

平成 26 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第 16 条 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 36</u> に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円）の合算額とする。</p>	<p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第 16 条 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 37 第 1 項</u> に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円）の合算額とする。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <b>45 万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。） 1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <b>35 万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

平成 25 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 25 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 290,049,902 円のうち  
11,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 25 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、提案するものである。

議案第 35 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)</u>第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第 33 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 9.7</u>とする。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 略</p> <p>2 法の施行地に<u>本店若しくは主たる事</u></p>	<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)</u>第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第 47 条</u>に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第 33 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 12.3</u>とする。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 略</p> <p>2 法の施行地に<u>主たる事務所若しくは</u></p>

務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 及び 4 略

5 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8において準用する場合を含む。以下この項及び第 50 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 144 条の 8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。

6 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第 50 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人

事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 及び 4 略

5 法人税法第 74 条第 1 項の規定によって、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 145 条において準用する場合を含む。以下本項及び第 50 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 145 条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。

6 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第 50 条 法人税法第 74 条第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算

税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

## 2 略

第55条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

### (1) から (5) まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲

定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

## 2 略

第55条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

### (1) から (5) まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲



げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの、又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワットまでのもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は、定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの、又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワットまでのもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は、定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400

円

その他のもの 年額 5,900 円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000 円

附 則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400 円

3 輪のもの 年額 3,100 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500 円

自家用 年額 7,200 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000 円

自家用 年額 4,000 円

専ら雪上を走行するもの 年額

2,400 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600

円

その他のもの 年額 4,700 円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 4,000 円

附 則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

## 第6条 削除

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において

「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあ

るのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 35 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 6 条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第 35 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「第 3 項若しくは

第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを

む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所

得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第



5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第

35 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（軽自動車税の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 75 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 8 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 8 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにす

第 16 条 削除

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 9 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 9 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにす

<p>る書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) から (5) まで 略</p>	<p>る書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p><u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、同条第 4 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 33 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 前項前段の場合において、第 33 条の</p>
--	---

2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたこと  
によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、

附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条

			<u>の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>附則第17条の3第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条の3第1項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>
	<u>附則第18条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関</u>

			<p>する法律第 11条の6第 1項の規定 により適用 される場合 を含む。)</p>
	<p>同法第32 条第1項</p>		<p>租税特別措 置法第32 条第1項</p>
	<p>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみ</p>		

なして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大



<p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p><b>第 22 条 略</b></p>	<p>震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p><b>第 24 条 略</b></p>
---	---

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町税条例の一部を改正する条例（平成 22 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例)

第 19 条の 3 略

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第 19 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例)

第 19 条の 3 略

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第 19 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町税条例の一部を改正する条例(平成25年東浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<b>第32条第1項及び第2項並びに第33条の3</b>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2. 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る</p>	<p>附 則 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<b>第32条及び第33条の3</b>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2. 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る</p>

<p>譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成25年東浦町条例第32号) (施行期日)</p> <p>第1条 略 (経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1条の規定による改正後の東浦町税条例第32条並びに新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成25年東浦町条例第32号) (施行期日)</p> <p>第1条 略 (経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東浦町税条例附則第6条の改正規定、第6条の2及び第6条の3を削る規定並びに第2条及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中東浦町税条例附則第4条の2及び第22条から第24条までの改正規定並びに次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中東浦町税条例第75条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中東浦町税条例附則第21条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中東浦町税条例第25条、第46条、第50条及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中東浦町税条例第55条及び第57条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第33条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第75条	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年東浦町条例第一号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
新条例附則第16条の表第75条第2号アの項	第75条第2号ア	東浦町税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、提案するものである。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について（三丁公園整備工事（25-6））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 工 事 名 三丁公園整備工事（25-6）
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内始め
- 4 工 事 概 要 公園施設基盤整備工 1.9ヘクタール
- 5 契 約 金 額 50,760,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1  
東浦土建株式会社  
代表取締役 長 坂 勝 之
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札（総合評価落札方式）

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年東浦町条例第 22 号）第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 39 号

指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等
  - (1) 名 称 東浦町総合ボランティアセンター
  - (2) 位 置 東浦町大字緒川字屋敷貳区 61 番地の 1
- 2 指定管理者に指定する団体の名称等
  - (1) 名 称 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会
  - (2) 代表者 会長 神 谷 英 一
  - (3) 所在地 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町総合ボランティアセンターの指定管理者に社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため、提案するものである。